

厚生労働省発医政0409第2号
令和3年4月9日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付
上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について

標記の補助金の交付については、別添「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱」により行うこととされ、令和3年4月1日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。

別添

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 新型コロナウイルス感染症対応医療機関が加入する労災給付上乗せ補償保険（被用者の労災事故について政府労災保険の上乗せ補償等を行う保険）の保険料の一部を補助することにより、勤務する医療資格者等が新型コロナウイルス感染症に感染して休業等する場合に労災給付の上乗せ補償を行い、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナウイルス感染症対応医療機関の運営の安定を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、（1）の新型コロナウイルス感染症対応医療機関が（2）の要件を満たす労災給付上乗せ補償保険に加入した場合に、当該医療機関等に勤務する（3）の医療資格者等に係る年間の保険料の一部を補助する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関

以下のいずれかに該当する保険医療機関等とする。

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を

行う医療機関（診療・検査医療機関（仮称））

- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等（③の医療機関等の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等に係る年間の保険料の一部とする。）
- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等（④の医療機関等の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等に係る年間の保険料の一部とする。）

（2）対象となる労災給付上乗せ補償保険

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）であって、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるものとする。

ア 休業補償

被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険

イ 死亡補償又は障害補償

被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

（3）医療資格者等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等とする。

（交付額の算定方法）

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）労災給付上乗せ補償保険の補助対象となる医療資格者等に係る年間の

保険料に2分の1を乗じた額と補助対象となる医療資格者等数に1,000円を乗じた額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、剩余金を返還する保険契約の場合は、補助対象となる医療資格者等に係る年間の保険料から剩余金を控除した額に2分の1を乗じた額と補助対象となる医療資格者等数に1,000円を乗じた額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

- (5) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、厚生労働大臣が別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、厚生労働大臣が別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、7又は8に定める申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は令和3年10月29日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

なお、事業実績報告後に保険料の返還があった場合や当該保険の解約を行った場合には、第3号様式により速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、別途指示する期日までに、第4号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

事務連絡
令和3年4月9日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経理室
医療経営支援課

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付
上乗せ補償保険加入支援事業について

新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関（以下「新型コロナ対応医療機関」という。）に勤務する医療資格者等が新型コロナウイルス感染症に感染して休業等する場合に労災給付の上乗せ補償を行い、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関の運営の安定を図ることを目的として、新型コロナ対応医療機関が加入する労災給付上乗せ補償保険（被用者の労災事故について政府労災保険の上乗せ補償等を行う保険）の保険料の一部を令和2年度事業として補助してきましたが、令和3年度においても補助することとしました（※）ので、下記について御了知の上、事業の実施に御協力をお願いいたします。

※ 「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から9月30日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能です。

記

1. 本事業の案内及び周知について

本事業は国の直接補助事業としているため、補助の申請は医療機関から直接、厚生労働省に行われますが、医療機関に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、添付資料をまとめていますので、本事務連絡の添付資料（別添1から別添6）により、補助の対象となる医療機関へ案内していただくとともに、貴管下の政令市及び特別区に周知いただくようお願い申し上げます。

2. 補助の対象となる医療機関等について

本補助事業の補助の対象は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」（令和3年4月9日厚生労働省発医政0409第2号事務次官通知）の別添の交付要綱3（1）のとおり、以下のいずれかに該当する保険医療機関等となります。

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関

- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（診療・検査医療機関（仮称））
- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等
 - ※ ③の医療機関等の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。
- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等
 - ※ ④の医療機関等の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。

3. 補助の対象となる医療機関等であることの証明書の発行等について

本事業の補助の申請に当たっては、2に該当する新型コロナ対応医療機関であることについて証する資料の添付を必要としています。

つきましては、対象となる医療機関等より求めがあった場合には、当該医療機関等が補助の対象となる2に該当する新型コロナ対応医療機関であることを証明する書類（※）を発行くださいますよう御協力お願い申し上げます。

※ 任意の様式で結構です。既に医療機関等に対し、2に該当する新型コロナ対応医療機関であることを証明する書類を交付されている場合は、当該証明書類の写しを添付することで申請が可能です。

本補助金の申請日時点で補助の対象となる医療機関等であることを証明する書類が必要になります。このため、証明書類に指定期限を記載している場合等には、医療機関等から改めて、指定期限内であることを示す証明書類の発行を求められる場合がありますが、対応をお願いいたします。

＜添付資料＞

- ・（別添1）補助対象医療機関あて案内文書
- ・（別添2）本事業の概要資料
- ・（別添3）「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業」に関するQ&A
- ・（別添4）申請書等の入手・作成・提出方法
- ・（別添5）申請書記載例（手書用、電子媒体用）
- ・（別添6）「令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」（令和3年4月9日厚生労働省発医政0409第2号）

新型コロナウイルス感染症対応を行う医療機関等の皆さんへ

厚生労働省医政局
医療経理室
医療経営支援課

「令和3年度新型コロナ対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助しています。該当する医療機関等におかれましては、以下により申請いただきますようお願いいたします。

- ※ 「令和2年度新型コロナ対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から9月30日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請をすることができます。
- ※ 医療機関等の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能です。

1. 対象となる医療機関等

都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次のいずれかの保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター、都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（診療・検査医療機関（仮称））
- ③ 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等
 - ※ ③の医療機関等の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。
- ④ 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等
 - ※ ④の医療機関等の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等に係る年間の保険料の一部となります。

2. 対象となる医療資格者等

次の医療資格を有する者等

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等

3. 補助基準額

医療資格者等の年間の保険料の2分の1（1人あたり1,000円を上限）

※ 剰余金を返還する保険契約の場合は、医療資格者等の年間の保険料から剰余金を控除した額の2分の1（1人あたり1,000円を上限）

4. 対象となる労災給付上乗せ補償保険

アを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）であって、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの

ア 休業補償

被用者が業務において新型コロナに罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険

イ 死亡補償又は障害補償

被用者が業務において新型コロナに罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

※ 「令和2年度新型コロナ対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から9月30日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請をすることができます。

5. 申請書の提出

(1) 提出期限 令和3年9月30日（当日消印有効）

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省労災給付上乗せ補償保険加入支援事業担当宛

(3) 提出書類 [保険料の支出が終わっている場合]

- ①精算交付申請書（第4号様式）
- ②申請書の別紙

下記の厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてください。

- ③厚生労働省への請求書
- ④「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関等」であることを証する書類(都道府県の指定通知書等)
(写し)
- ⑤保険証券又は契約書 (写し)
- ⑥保険料に係る領収書等の支出額が分かるもの (写し)
- ⑦労災給付上乗せ補償保険以外の本補助事業の対象とならない特約等が付帯している場合は、付保証明書などその保険料が分かるもの (写し)

[保険料の支払いが終わっていない場合]

- ①交付申請書 (第2号様式)
 - ②申請書の別紙
 - ③厚生労働省への請求書
- ④「都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う医療機関等」であることを証する書類(都道府県の指定通知書等)
(写し)
- ⑤加入する保険商品の概要が分かる資料 (パンフレット等)
(写し)
- ⑥労災給付上乗せ補償保険以外の本補助事業の対象とならない特約等が付帯している場合は、付保証明書などその保険料が分かるもの (写し)

下記の厚生労働省ホームページから
ダウンロードしてください。

※提出書類①～③は以下の厚生労働省HPに掲載されていますので、ダウンロードして記載して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00006.html

※提出書類④は都道府県から指定通知書や証明書などの交付を受けてください
(都道府県に交付を依頼してください)。既に証明する書類を交付されている場合は、当該証明書等でもかまいません。本補助金の申請日時点で指定通知書等に記載された指定期限が切れている場合は、申請日時点で指定期限内である指定通知書等を入手した上で申請するようお願いします。

※申請書の作成方法等は、別添の「申請書等の入力・作成・提出方法」や「申請書記載例」を参照してください。

※提出していただいた書類に記載不備等があった場合には再提出を依頼する場合もありますので、申請書類はなるべく早く提出してください。

6. 補助金の交付決定等

提出いただいた申請書については、補助対象となる医療機関等であるか等の審査を行います。

審査の結果、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定通知書」を郵送するとともに、請求書に記載の金融機関へ振込を行います。

なお、申請時に保険料の支出が終わっていない場合は、保険料を支出した日から1ヶ月以内又は令和3年10月29日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

提出方法：以下へ郵送してください。

住所：〒119-0397 銀座郵便局留

宛先：厚生労働省労災給付上乗せ補償保険加入支援事業担当 宛

提出書類：①事業実績報告書（第3号様式）
②実績報告書の別紙
③保険証券又は契約書（写し）
④保険料に係る領収書等の支出額が分かるもの（写し）

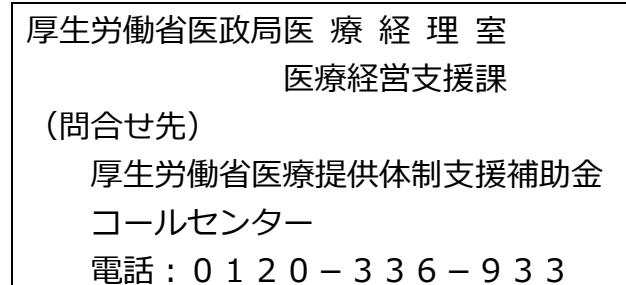
} 厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

7. 留意事項

- (1) 同一の保険に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。
- (1) 本補助金の申請は、原則1回限りですので、申請漏れ等ないように確認をお願いします。

8. 添付資料

- (1) 本補助金の概要資料
- (2) Q & A
- (3) 申請書等の入手・作成・提出方法
- (4) 申請書記載例
- (5) 令和3年度新型コロナウイルス対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金交付要綱



**令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入
支援事業Q & A**

質問		回答
①	非常勤職員や派遣職員は対象となるのか。	非常勤職員は対象となるが、派遣職員は対象外となる。
②	医療法人の理事長や、個人立診療所のオーナー医師など、政府労災保険制度上、「被用者」に含まれない医療資格者は対象外となるのか。	政府労災保険において「被用者」に含まれない医療資格者についても、労災保険の特別加入制度により労災保険に加入している者は、本補助金の対象となる。（民間保険の契約の際に、特別加入に関する特約条項を追加で契約する必要がある場合がある。）
③	保険金の支払いはどのように行われるのか。	対象である医療資格者等が、新型コロナウイルス感染症による労災として認定され、政府労災保険の給付対象となった場合に、保険会社から保険金が支払われることになるが、具体的には個々の保険会社における約款及び審査による。
④	保険商品は新型コロナウイルスに感染した場合のみを対象とする保険である必要があるのか。	新型コロナウイルス感染に起因する休業が対象となる保険商品であれば、差し支えない。
⑤	地方自治体立病院の職員については、地方公務員災害補償法に基づき、公務災害として補償が行われるが、公立病院の職員は対象外なのか。	「公務災害補償制度」を「政府労災保険」に準じるものとみなし、対象として差し支えない。
⑥	休業補償と死亡補償を提供する保険商品が対象となるのか。	休業補償のみの保険商品でも対象となる。死亡補償のみの保険商品は対象外である。
⑦	保険金の給付にあたって、労災認定を必要としない「業務災害保険」も対象となるのか。	保険金給付の判定において、労災認定を必要としない保険商品は対象外である。
⑧	保険契約に、休業補償・死亡補償・障害補償以外の補償が含まれる場合はどのような取扱いになるのか。	休業補償・死亡補償・障害補償以外のオプション保険料について、対象から控除することとする。
⑨	本事業の対象として、交付要綱に「都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等」「都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等」とされているが、医療機関等の「等」は何を指すのか。	医療機関等の「等」については、「都道府県、政令市及び特別区からの依頼若しくは委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する保険薬局又は看護協会」「都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する保険薬局又は看護協会」である。

⑩	<p>本事業の対象となる医療資格者等として、交付要綱に「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」とされているが、これにより、具体的にはどのような者が対象になるのか。</p>	<p>「当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている看護補助者等」については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関において現に急性期看護補助体制加算による評価の対象となっている看護補助者 ・当該医療機関において現に医師事務作業補助体制加算による評価の対象となっている医師事務作業補助者 ・当該医療機関において現に入退院支援加算による評価の対象となっている社会福祉士等が該当する。
⑪	<p>「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、本補助金の申請を行うことができるのか。</p>	<p>「令和 2 年度新型コロナ対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和 3 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請をすることができる。</p>

医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

(令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金)

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナへの対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際の労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関等の運営の安定を図る。

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から9月30日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能。

事業内容

〔対象医療機関等〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関(仮称)
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等 (③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等)
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等 (④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等)

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者等

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険（ア及びイを満たすものを含む。）

※ 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険

